

**まん延防止等重点措置区域の方**

時短要請期間		まん延防止等重点措置 適用期間 (1/27~2/20)									
		1/11	1/21	1/25	1/27	1/31	2/8	2/21	4/6	5/2	
奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町	①要請期間(14日間) 1月11日~24日	★①の申請期間:1月25日~4月6日(72日間)									
	②要請期間(2日間) 1月25日~2月7日26日	★②の申請期間:1月27日~4月6日(70日間)									
		★③の本申請期間:2月21日~5月2日(71日間)									
鹿児島市 鹿屋市 霧島市	①要請期間(6日間) 1月21日~2月3日26日	★②の先渡給付申請 1月31日~2月8日(9日間)									
		①の申請期間:1月27日~4月6日(70日間)									
		★②の本申請期間:2月21日~5月2日(71日間)									
上記以外の 市町村の方		①まん延防止等重点措置期間:1月27日~2月20日(25日間)									
		★①の先渡給付申請 1月31日~2月8日(9日間)									
		★①の本申請期間:2月21日~5月2日(71日間)									